

令和8年度3R推進プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度3R推進プロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務委託の目的及び概要

宮城県（以下「県」という。）は、「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（令和3年3月策定）及び「宮城県食品ロス削減推進計画」（令和4年3月策定）に基づき、3R（リデュース・リユース・リサイクル）や食品ロスの削減など環境に配慮した行動が県民に定着及び拡大していくように啓発活動の充実を図っている。

県民1人1日当たりのごみ排出量は、東日本大震災の影響により増加した後、徐々に減少しているが、全国平均を上回っており、「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」や「宮城県食品ロス削減推進計画」の目標達成に向けて、更なる3Rや食品ロス削減の取組の促進が必要となっている。

本業務は、県民を対象に、家庭で取り組めるごみ減量化、3R、プラスチックごみや食品ロス削減の取組に関する学びと実践を促す普及啓発事業を円滑かつ効果的に行うことを目的として、これに伴う全体の企画・運営を委託するものである。

4 業務内容

(1) 3R等普及啓発用教材（PR動画・冊子）制作・配送

小学生向けの普及啓発用教材を制作し、県内全ての児童に配布するとともに、学習後に応募された振り返りワークのとりまとめ及び抽選による景品の贈呈を実施するもの。

教材制作にあたっては、対象学年に応じて興味・関心を引き出しながら、楽しく、分かりやすく学ぶことができる内容を企画提案するとともに、学習後に取り組む振り返りワークについては、応募方法（デジタル併用等）の検討等、応募率を向上させるため工夫を提案すること。

ア PR動画制作

(ア) 内容

- ・「ごみ減量化」、「3R」、「プラスチックごみ」及び「食品ロス削減」に関する内容とすること。
- ・3Rの各要素（リデュース、リユース、リサイクル）、食品ロス削減及び海洋プラスチックをテーマとした、児童が家庭や学校で具体的に実践できる取組に関する各1分程度の動画を制作すること。
- ・動画は実写映像を主体とした構成とし、家庭で保護者と一緒に視聴しながら3R等の実践について話し合えるなど、親子で共に学びを深められる内容とすること。なお、動画の構成及び内容については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこととする。

(イ) 仕様等

項目	仕様
動画	数量：1分程度×5本 ①リデュース ②リユース ③リサイクル ④食品ロス ⑤海洋プラスチック 解像度：1,920×1,080(Full HD) アスペクト比：16:9

	ファイル形式：MP4 テロップ（字幕）：有（必要に応じて）
--	----------------------------------

(ウ) 動画データの納品

- ・制作した動画データは、令和8年12月11日（金）までに発注者へ納品すること。

(エ) その他

- ・本業務で制作した映像は、納品後、発注者が無償で使用するものとし、使用期限は設定しない。

イ 冊子制作・配送

(ア) 対象及び部数（見込み） 計115,000部 ※県で別途使用する予備分を含む

- ・低学年（小学校1～3年生）向け：55,000部
- ・高学年（小学校4～6年生）向け：60,000部

なお、上記部数は過去の実績等に基づく見込部数であり、実際の配布部数は令和8年4月以降に実施する関係機関への照会結果に基づき発注者が確定し、受注者に提示するものとする。

(イ) 内容

- ・「ごみ減量化」、「3R」、「プラスチックごみ」及び「食品ロス削減」に関する内容とすること。
- ・教材のデザインは、漫画風とするなど小学生が視覚的に興味を持ってもらいやすい内容を提案すること。
- ・学んだことや児童自身の考え等を書き込む欄を設けるなど、児童が主体的に学習に取り組めるよう工夫すること。
- ・児童が家庭や学校で実践できる取組を盛り込むこと。
- ・教材に、上記アで制作した動画へ誘導する二次元コード等を配置し、スマートフォンやタブレット端末等から各動画へアクセスできる仕組みを構築すること。なお、動画はYouTube 県公式動画チャンネルに掲載することとしており、動画のURL（リンク先）については、別途、発注者が受注者に提供する。
- ・教材の一部に、学習後に取り組む振り返りワーク（以下、「ワーク」という。）を設けることとし、ワークの実施後、応募に対して抽選で景品を贈呈することを記載すること。
- ・低学年向け教材については、児童の学習発達段階を考慮し、文字の大きさや平易な語彙の使用、ふりがなの付与など、児童が内容を正確に理解できるよう配慮すること。

(ウ) 仕様等

項目	仕様
教材	<ul style="list-style-type: none"> ・A5版両面 ・12ページ（1ページ目は表紙とする） ・オフセット印刷 ・4色フルカラー

(エ) 教材の配送・納品

- ・制作した教材は、発注者と協議の上、県内全小学校（約380か所）に対し、令和8年12月11日（金）までに到着するよう配送すること。なお、県で別途使用する予備分については、同日までに発注者へ納品すること
- ・配送にあたっては、発注者が提供する送付リスト（発送部数は学校ごとに異なる）に基づき、各学校の必要部数を仕分け、発注者が支給する添書（1校当たり1部）を同梱すること。なお、添書は発注者がPDFデータにより支給し、受注者が印刷することとする。
- ・教材の電子データは、令和8年12月11日（金）までに発注者へ納品すること。

(オ) 応募、抽選及び景品の発送

- ・ワークの応募期限は、令和9年1月17日（日）とすること。
- ・応募先は受注者とし、応募はがきは料金受取人払（受注者負担）とすること。
- ・景品は応募者の中から抽選により贈呈するものとし、当選数は100件とすること。

- ・応募期限から1か月程度の間景品の発送を完了すること。
- ・応募者の属性（学年、居住地、記載内容等）をとりまとめたMicrosoft Excel形式の電子データを令和9年2月26日（金）までに発注者へ納品すること。

(カ) 景品の選定・調達

- ・景品の価格は1件当たり500円（税抜き）程度とすること。
- ・景品は、小学生に適したもの（文房具等）であるほか、「ごみ減量化」、「3R」、「プラスチックごみ」及び「食品ロス削減」に関する普及啓発及び具体的な行動につながることや、環境負荷低減やサーキュラーエコノミーに配慮して企画・製造された製品であることなどの選定の観点を明確にして提案し、発注者と協議の上決定し、受注者が調達すること。

(2) 幅広い層に向けた動画広告

発注者が支給する下記5種の動画（各15秒、MP4形式）を活用し、SNS等のデジタル媒体での動画広告を実施する。

広告媒体は、表示回数（インプレッション数）や動画の再生回数等の詳細な効果測定が可能な媒体*とし、ターゲットの属性（年代）及び広告費用（複数の媒体を活用する場合は、予算配分も含む）を明記した最も効果的な計画を提案すること。なお、広告費用（媒体への配信料等）については、概ね200万円（税抜き）程度とする。

広告実施後は、効果を定量的に分析した実績報告書を提出し、次年度以降のより効果的なプロモーションに向けた知見を提示すること。

※SNS（YouTube、Instagram、TikTok等）やVOD（TVer等）を対象とし、地上波放送のテレビCMは対象外とする。

ア 動画内容

- (ア) みやぎはじめの食品ロス削減：外食時編
- (イ) みやぎはじめの食品ロス削減：家庭編
- (ウ) みやぎはじめの3R：Reduce（リデュース）編
- (エ) みやぎはじめの3R：Reuse（リユース）編
- (オ) みやぎはじめの3R：Recycle（リサイクル）編

掲載URL：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r/3rdouga.html>

イ 広告期間

令和8年10月1日（木）から令和9年1月31日（日）までとする。

(3) その他独自の提案

上記(1)及び(2)に掲げる内容のほか、事業費の範囲内において、本業務の効果向上等に寄与すると考えられる、独自の取組を提案すること。

5 成果物及び納入期日等

(1) 3R等普及啓発用教材（冊子）制作・配送に関するもの

成 果 品	提 出 期 日
教材の冊子データ及び動画データ	令和8年12月11日（金）
県で使用する冊子の予備部数	
ワーク応募者の属性集計データ	令和9年2月26日（金）

(2) 幅広い層に向けた動画広告に関するもの

成 果 品	提 出 期 日
実施報告書	令和9年2月26日（金）

(3) 業務全体に関するもの

成 果 品	提 出 期 日
業務完了報告書	令和9年2月26日(金)

6 業務管理

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務計画（工程表等）を作成し、提出するものとする。
- (2) 業務遂行に当たっては、発注者と原則月1回打合せを行うものとし、打合せ後は速やかに打合せ記録簿を作成し、発注者の承認を得た上で、発注者及び受注者が各1部保管するものとする。また、打合せは月1回を基本とし、発注者が必要と判断した場合には、その都度行うものとする。
なお、打合せの実施にあたり発生する費用については、全て受注者が負担するものとする。
- (3) 発注者と受注者の間の連絡・調整等のうち簡易なものについては、電子メール等の活用により効率的に行うことができるものとする。

7 包括的事項

- (1) 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続については、全て受注者が行うこと。
- (2) 本業務による成果品及び制作過程で撮影した素材画像の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属し、県は、本業務の成果品を、二次的な利用を含め、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務の制作物は、著作権上の権利関係の帰属又は許諾を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとする。

8 その他

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 契約締結後速やかに業務に着手し、委託業務の進行状況については、適宜発注者に報告すること。
- (4) 自動車を使用する場合は、駐停車中の不要なアイドリングの停止を図り、効率的な車両運行計画を策定すること。また、車両は環境負荷のより少ない車両を使用すること。
- (5) 廃棄物が発生する場合は、廃棄物の発生抑制に努めるとともに適正に処理すること。
- (6) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、指示を受けること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特

記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちにかつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第 11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。